様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年6月30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ちゅうごくでんりょくねっとわーくかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 中国電力ネットワーク株式会社  （ふりがな）　　　 はせがわ　ひろゆき  （法人の場合）代表者の氏名 長谷川　宏之  住所　〒730-8702  広島県広島市中区小町4番33号  法人番号　5240001054140  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2023－2027年度事業計画 | | 公表日 | 2022年12月8日（2023年9月29日変更） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.energia.co.jp/nw/company/activity/rc/doc/jigyoukeikaku\_202309.pdf  記載箇所：P.3,36,37 | | 記載内容抜粋 | 2023－2027年度事業計画　P3  はじめに　～社長メッセージ～ (抜粋)  当社は、事業運営の羅針盤となる「経営ビジョン2030」を策定し、「送配電事業の強化」、「新規事業の展開」、「地域活性化への貢献」の３つの柱に着実に取り組み、お客さま・地域、設備、社員、グループ会社、異業種企業との「５つのネットワークの力」を結集し、地域社会とともに発展する企業という目指す姿の実現を進めています。このような状況の中、2023年度から導入される新たな託送料金制度を踏まえ、2023年度から2027年度の5年間において、当社が取り組むべき目標、その目標を達成するための具体的な取り組みを盛り込んだ事業計画を策定いたしました。  2023－2027年度事業計画　P36,37  5-1 5-2 デジタル化の推進（要約）  上記の事業計画の目標として、「生産性の向上等に向けたDX技術活用推進」および「電力データを迅速に提供するためのシステム構築」を掲げ、DX技術の活用による、生産性の向上、お客さまサービスレベルの向上、レジリエンスの強化、設備保全の高度化、供給信頼度の向上などに向けた取り組みおよび災害時等における円滑な復旧対応を目的とした制度の創設を踏まえ、国・自治体等のデータ利用者へ電力データを迅速に提供するためのシステム構築を実施する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023－2027年度事業計画は取締役会において決議のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中国電力ネットワークDX戦略 | | 公表日 | 2025年5月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.energia.co.jp/nw/company/activity/dx-strategy/index.html  ①記載箇所：CONCEPT DX戦略コンセプト  ②記載箇所：FUTURE DX戦略未来像 | | 記載内容抜粋 | 中国電力ネットワークDX戦略  ①CONCEPT DX戦略コンセプト（抜粋）  デジタル技術やデータを利活用することで、さらなる生産性や価値を向上させ、経営ビジョン2030の目指す姿 「送配電事業の強化」、「新規事業の展開」、「地域活性化への貢献」の実現を加速させていきます。  ②FUTURE DX戦略未来像(図の説明)  人材データを活用したAIによる社員一人一人の適性分析・人員配置の最適化や電力データを分析することによる最適な電力需給調整、アセットデータを活用したデジタルツイン技術による保全管理などに取り組む。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 中国電力ネットワークDX戦略は取締役会において決議のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 中国電力ネットワークDX戦略  ①記載箇所：PROCESS DX推進体制の構築  ②記載箇所：PROCESS DX人材の育成・確保 | | 記載内容抜粋 | 中国電力ネットワークDX戦略  ①PROCESS DX推進体制の構築（抜粋）  経営層が積極的に関与してDXを強力に牽引します。最高デジタル責任者 (CDO) が、DX推進組織と連携して全社のDX推進を統括します。  ②PROCESS DX人材の育成・確保（抜粋）  教育等で全社員のDXリテラシーを底上げし、デジタル技術・ツールを業務で日常的に活用します。  また、「DX推進人材」、「デジタル人材」の人材像を定義し、一段高いレベルの知識やスキルを持つ専門人材を育成します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 中国電力ネットワークDX戦略  記載箇所：PROCESS デジタル基盤の整備 | | 記載内容抜粋 | 中国電力ネットワークDX戦略  PROCESS デジタル基盤の整備（要約）  DXの推進に向けた諸施策のニーズとスピードに対応できるITシステムを整備するために以下の項目に取り組む。  ITシステムの活用に関する中長期的方針  　・業務処理の自動化およびロケーションフリーな働き方を実現する基盤の整備  　・社内外のデータ共有・活用を実現するデータ活用基盤の整備  　・全社最適の観点でスリム化した効率的なシステム構成の実現 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 経営ビジョン2030 | | 公表日 | 2020年3月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに記載  公表場所：https://www.energia.co.jp/nw/company/guide/identity/pdf/vision2030.pdf  記載箇所：P.2 | | 記載内容抜粋 | 経営ビジョン2030  2030年度に目指す姿（抜粋）  2030年度までに経常利益140億円を達成します。  ＜補足＞  経営ビジョンとの紐づけとしては、目指す姿の「送配電事業の強化」「新規事業の展開」「地域活性化への貢献」を加速するためにDX戦略の方針としてDXによる新たな価値創造を掲げている。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年5月30日 | | 発信方法 | 中国電力ネットワークDX戦略  公表場所：https://www.energia.co.jp/nw/company/activity/dx-strategy/index.html  記載箇所：MESSAGE 社長メッセージ | | 発信内容 | 中国電力ネットワークDX戦略  MESSAGE 社長メッセージ（抜粋）  当社はデジタル技術とデータを利活用するDXの推進を重要課題の 一つと位置づけ、経営ビジョンの実現を支える戦略として、 DX戦略を策定しました。  既存業務にセンサ、AI、ツール等のデジタル技術を掛け合わせることで、生産性向上、コスト低減、電力品質の向上を実現など、部門横断的な業務プロセスの変革を推進します。  さらに、保有するデータの連携・分析から得られた新たな知見を活用し、お客さまのニーズ把握や既存サービスの価値向上、新たなサービスの提供など、データの利活用による価値の創造を実現します。  これまで築いてきた企業文化・風土に、DXを推進していくためのマインドを加え、我々経営層が先頭に立ち、熱意をもって取り組んでいきます。電力の安定供給の使命は変わらず、全社員が一丸となってDX推進の挑戦に持続的に取り組み、地域社会に新たな価値と サービスを提供し、活性化に貢献してまいります。  代表取締役社長　長谷川　宏之 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月～継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトにて提出済。また、評価内容を今後の方針や施策にフィードバックしている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年4月頃～継続実施中 | | 実施内容 | 日本電気技術規格委員会が定めるガイドラインや社内規定類等に基づき、サイバーセキュリティ対策を実施している。具体的な内容としては毎年、全職員に向けた情報セキュリティ研修・標的型攻撃メール訓練を実施、外部媒体利用制限、ウイルス対策ソフト導入、メールセキュリティシステム導入などを実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。